令　和　８年　１０月　１５日
山　　形　　市
まちづくり政策部まちづくり政策課
市民生活部新斎場整備推進室

山形広域都市計画火葬場の都市計画決定案について

1　これまでの取組と都市計画決定について

火葬場は誰もが安心して生活していくために必要な施設ですが、山形市・上山市・山辺町においては、現在の火葬場の老朽化等、様々な課題を抱えており、将来的に安定した火葬業務を提供することが困難であることが想定されています。そのため、新たな火葬場の共同整備について検討を行い、新たな火葬場が具備すべき事項を定めた「（仮称）山形広域斎場※整備基本計画」を令和8年3月に策定し、整備に向けた事業を進めています。

また、火葬場は周辺の環境に与える影響が大きいことから、整備するためには都市計画法に基づく都市計画決定を行わなければならないとされており、都市計画の決定にあたっては、地域住民の方々の意向を反映し、周知することを目的として、説明会の開催や意見を提出する機会を設けることが法律で定められています。

※一般的な施設名称の「斎場」と都市計画法上の施設名称の「火葬場」を使い分けておりますが、本事業においては同じ施設を指しています。

2　建替えの必要性と場所の選定理由

課題①　構造的な課題

〇既存火葬場の老朽化

「山形市斎場」及び「上山市経塚斎場」は、いずれも竣工から40年以上が経過し、設備の老朽化が顕著となっている。

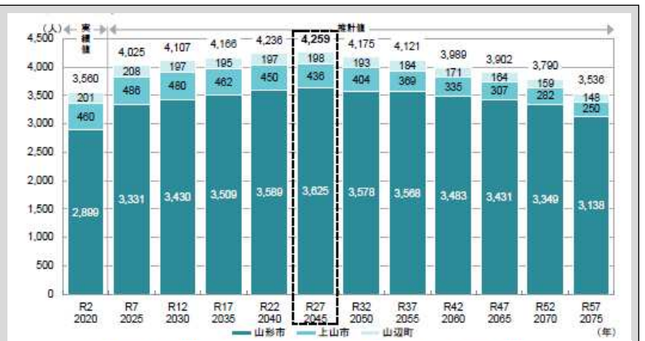
〇プライバシー保護・利用者ニーズへの対応

既存の施設において、以下のような課題があり、これら改善していく必要がある。

・利用者の動線交差によるプライバシー保護
・待合室の拡張・バリアフリー化等の対応
・山辺町には火葬場が無く、近隣市町の火葬場を利用しており、予約の取りづらさや手続きが煩雑
・授乳室等の快適性の確保
・駐車場不足への対応

課題②　高齢化に伴う火葬需要の増加

高齢化に伴い、年間の火葬件数は増加傾向にあり、ピーク時（推定：令和27年）には約4，260件まで増加すると予測されている。したがって最大で1日あたり20件程度の火葬に対応可能な体制を確保することが不可欠である。



推計における将来死亡者数の推移（今後50年間）

〇建設候補地について

令和6年度に公募を実施し、応募があった全6箇所の中から、法律上の制限やアクセス性などの観点により「村木沢地内」を選定

所在地	山形市大字村木沢字長根ほか
区域面積	約45,000㎡（約4.5ha）
敷地の状況	畑（サクランボ、ブドウ等）、山林
都市計画区域	市街化調整区域（一部都市計画区域外）



評価項目	内容
①法規制面	積極的に保全すべき自然環境・埋蔵文化財等の規制があるエリアに該当しない
②防災面	ハザードエリア等に該当しない災害のリスクが低い場所もしくは整備により災害リスクへの対策が可能な場所
③用地確保面	新広域斎場を建設できる十分な面積があり、地権者や周辺住民から整備に対する理解が得られやすいか
④コスト面	公有地等の建設費用を抑えることができる場所
⑤立地・アクセス面	どの市町からも利用しやすく、十分な幅員の道路が通っている
⑥面談・現地確認	自治会、地権者からの理解と協力、地域へのメリット、想定される課題、周辺環境や景観との調和



令　和　８年　１０月　１５日
山　　形　　市
まちづくり政策部まちづくり政策課
市民生活部新斎場整備推進室

3 （仮称）山形広域斎場の整備概要・周辺環境への配慮

○新広域斎場整備基本計画におけるテーマ

誰もがやさしさとやすらぎに包まれるご遺族や会葬者など利用者に配慮した斎場

基本方針を以下のとおり定めます。

① 多様なニーズに対応した施設
- ・将来の火葬需要に対応できる施設
- ・誰もが快適に利用でき、遺族や会葬者に配慮した施設
- ・プライバシーの保護に配慮した安心して利用できる施設

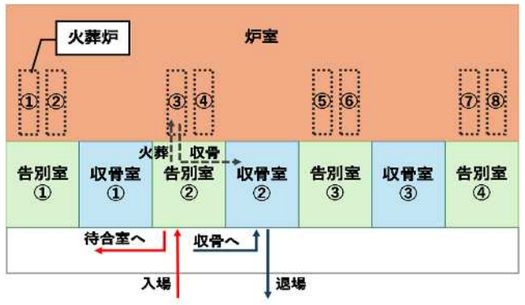
② 景観と調和し環境に優しい安全安心な施設
- ・周辺環境と調和した施設
- ・環境負荷の低減に配慮した省エネルギーな施設
- ・災害時でも安全性が確保された施設

③ 維持管理がしやすく効率的な運営ができる施設
- ・ライフサイクルマネジメントを考慮した維持管理や運営がしやすい施設

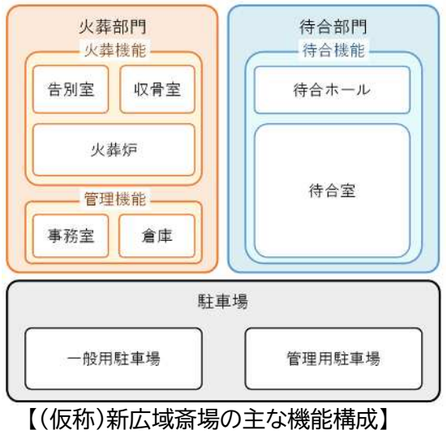
○施設概要について

現在の課題を解消し、かつ将来需要に対応可能な構造とします。

火葬炉設備	8炉
告別室	4室
収骨室	3室
待合室	8室、待合ホール、授乳室、キッズスペース
その他	売店用スペース、倉庫、事務室 多目的室、備蓄倉庫等
駐車場	普通車用：136台 （内車いす使用者用：3台） マイクロバス：9台
想定延床面積	約4,000㎡



【レイアウトイメージ】



【（仮称）新広域斎場の主な機能構成】

○土地利用について

周辺の生活環境との緩衝帯として、敷地周辺に植栽を配置します。

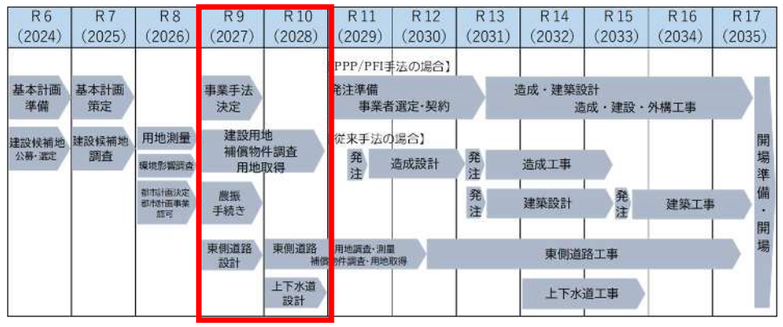




○周辺環境への影響について

国・県の各種指針等を参考にしながら、安全・安心な施設となるよう適切な環境保全目標値を定めた上で、事業を行います。

4 整備スケジュール



令和9～10年にかけて用地買収予定

5 都市計画決定スケジュール

素案に関する説明会	案の縦覧	市都市計画審議会付議	決定告示
令和8年10月15日	令和9年1月縦覧期間中（2週間）に意見書を提出することができます	令和9年2月頃	令和9年3月頃

詳細な日程については、広報やまがた、市ホームページでお知らせします

↑市ホームページ